

川俣町復興推進協議会設置要綱

平成 25 年 1 月 16 日

訓令第 33 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、川俣町（以下、「町」という。）が東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号。以下、「法」という。）第 13 条第 11 項の規定に基づき、川俣町復興推進協議会（以下、「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）法第 2 条第 3 項第 3 号に規定する復興推進事業（以下、「復興特区支援貸付事業」という。）に関する復興推進計画の作成及び変更に関する事。
- （2）新たな規制の特例等（金融に関する事項に限る。）の提案に関する事。
- （3）復興特区支援貸付事業を内容とする復興推進計画に位置付けられた事業実施に際しての関係機関間の調整に関する事。
- （4）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる団体等の職員をもって構成する。

- （1）川俣町
- （2）福島県
- （3）復興特区支援貸付事業を実施し、または実施すると見込まれる者
- （4）復興特区支援貸付事業の実施に関し密接な関係を有する者
- （5）前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 川俣町は、法第 13 条第 5 項各号に掲げる者であって、協議会の構成員でない者から自己を協議会の構成員として加えるよう申し出があった場合は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出に応じるものとする。

（会長）

第 4 条 協議会に、会長を置き、会長は川俣町産業課長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者が職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議 (以下、「会議」という。) は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴くことができる。

(協議結果の尊重)

第 6 条 会議において協議が調った事項については、構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、川俣町産業課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。